

# 第9期 斑鳩町介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画

## 概要版

誰もが、健やかに、住み慣れた環境で、  
生き生きとした生涯を送ることができるまちづくり



令和6年3月  
斑鳩町

# 計画の策定にあたって

## ■計画策定の背景と趣旨

わが国では、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7（2025）年には、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）が 29.6%に達すると推計され、さらには団塊ジュニア世代が 65 歳以上の前期高齢者となる令和 22（2040）年には、高齢化率が 34.8%になると推測されています。

今後、高齢化が一層すすむ中で、急速な後期高齢者や認知症高齢者の増加、また、単身高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、生産年齢人口の減少にともなう介護人材の不足等、高齢者を取巻くさまざまな問題が起こることが予想されています。令和 5 年には、認知症基本法が成立し、認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要とされています。

また、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会（制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう。）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであることから、その実現に向けて、さらに深化・推進する必要があります。

「第 9 期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」では、令和 7（2025）年をめざした地域包括ケアシステムの整備、さらに令和 22（2040）年の双方を念頭に、高齢者人口や生産年齢人口、介護サービスの需要と供給を中長期的に見据え、従来の高齢者施策や地域包括ケアシステムの構築の取組みを継承し発展させることにより、本町の高齢者福祉の理念を具体化していくことをめざして策定するものです。

## ■計画の位置づけ

### ○法的根拠

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づき、生活支援サービスの提供、生きがいづくり、生活環境の整備、家族等介護者に対する支援、地域生活での安全・安心の確保、地域福祉に関する取組み等を定める市町村高齢者福祉計画として策定します。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条に基づき、本町の介護保険事業の運営方針、介護予防サービス・介護サービス・地域支援事業のサービス量・事業量見込み、その確保のための方策を示すものです。

高齢者福祉計画は介護保険事業計画を内包する位置づけにあることから、両計画を一体的に策定します。

### ○他計画との関係

「第 5 次斑鳩町総合計画」を最上位計画、地域福祉の方針を定める「第 2 期斑鳩町地域福祉計画」を上位計画とし、「第 3 期斑鳩町健康増進計画」、「斑鳩町障害者福祉計画」、「第 7 期斑鳩町障害福祉計画・第 3 期斑鳩町障害児福祉計画」等との整合・連携をはかるとともに、奈良県の「奈良県高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画」等に即して策定したものです。

## ■計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画の期間とします。

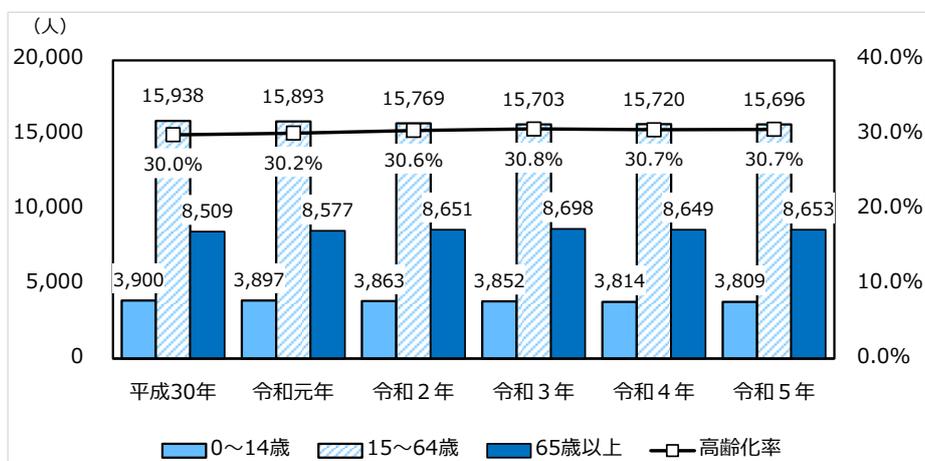
また、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、さらには生産年齢人口が減少し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた中長期的な視野に立った施策の取組みも包含しています。

## ■高齢者等の現状

### ○人口の推移

本町の総人口は、28,000人台で推移しており、令和5年で28,158人となっています。

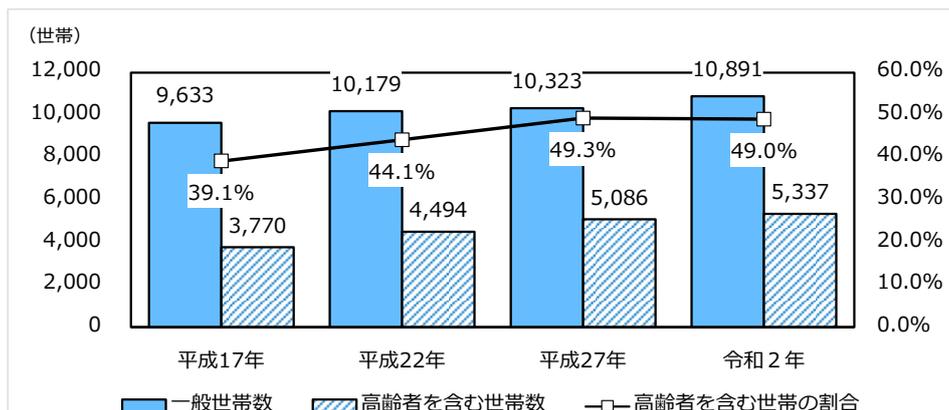
65歳以上の高齢化率の割合は令和2年以降、ほぼ横ばいで推移しており、令和5年で30.7%となっています。



### ○世帯の状況

本町の一般世帯数は増加傾向にあり、令和2年は10,891世帯となっています。また、同様に高齢者を含む世帯数も増加傾向にあり、令和2年は5,337世帯、高齢者を含む世帯の割合は49.0%となっています。

	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
一般世帯数	9,633	100	10,179	100	10,323	100	10,891	100
高齢者を含む世帯数	3,770	39.1	4,494	44.1	5,086	49.3	5,337	49.0
高齢者独居世帯数	641	6.7	880	8.6	1,137	11.0	1,331	12.2
高齢夫婦世帯数*	894	9.3	1,201	11.8	1,537	14.9	1,891	17.4



# 計画の基本的な考え方

## ■斑鳩町がめざす高齢社会像

斑鳩町の高齢者人口は全国に比べて早いペースで増加しており、また、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯も増加傾向にあります。斑鳩町では高齢者が住み慣れた身近な地域で安心して生活できるよう、高齢者の健康づくりや介護予防、また介護が必要な人やその家族に対する支援体制の整備に取り組んできましたが、高齢者人口の増加にともなって介護人材の確保や認知症に対する正しい理解の促進等、高齢者福祉の充実がますます求められると考えています。

斑鳩町では、第6期計画より第9期の中間年である令和7（2025）年を目途に、介護や療養が必要となっても、高齢者の尊厳が守られ、高齢者がその人らしく生活することができるように、「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」・「住まい」を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築をめざしてきました。

本計画においては、生産年齢人口が減少し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、地域包括ケアシステムがより住民に浸透し、安心して高齢期を過ごすことができるように、地域包括ケアシステムの基幹となる地域包括支援センターの機能強化や、在宅医療と介護の連携の強化、認知症施策の充実をはかります。



## 斑鳩町がめざす高齢社会像

1

### 高齢期においてもさらに元気で活力あるまちづくり

高齢者だけでなく、すべての住民が、心身ともに健康で、生きがいを感じ、自己実現をはかることができる、健康で豊かな充実した生活を実現するまちづくりをめざします。

2

### 自分らしいくらしを送れる安心のまちづくり

高齢者が住み慣れた自宅や地域を離れることなく、保健・福祉・医療・介護の緊密な連携による支援を受けることで、いつまでも自分らしく、尊厳が守られた生活を送ることができるまちづくりをめざします。

3

### 地域に根ざしたふれあい・助けあい・支えあいのまちづくり

身近な地域における住民同士のふれあい・助けあい・支えあいが、すべての住民の住み慣れた家庭・地域での暮らしを継続する支えとなるような「地域共生社会」が推進されるまちづくりをめざします。



## ■計画の基本理念

### 第9期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の基本理念

**誰もが、健やかに、住み慣れた環境で、  
生き生きとした生涯を送ることができるまちづくり**

本計画は、「第5次斑鳩町総合計画」がめざす高齢者施策の方向性および第8期計画の基本理念を継承しつつ、高齢者人口の急速な増加に直面している本町において、サービスや支援を必要としている人々が地域包括ケアシステムにおける「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」・「住まい」のネットワークとつながり、その人らしい暮らしをいつまでも続けられる社会の実現をめざします。

また、高齢期を生き生きと過ごすためには、高齢者が「支えられる側」として支援やサービスの受け手になってしまうのではなく、培ってきた知識や経験、特技を発揮して地域活動の支え手となったり、支援が必要な状態になっても自らにできることを通じて、主体的に地域と関わることができる社会へと発展していくことが求められています。本町のすべての住民が一人ひとりの尊厳の尊重と地域とのつながりを感じながら高齢期を迎えることができ、高齢になっても自立と社会参加が可能となる高齢者福祉の推進をめざします。

## ■施策の目標

基本理念の実現に向けて、次の6つの目標を設定し、施策の展開を図ります。

- 1 社会参加と生きがいつくりの支援
- 2 健康寿命の延伸をめざした健康づくり・介護予防の強化
- 3 心身の状態に応じた適切で効果的な介護サービスの提供
- 4 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 5 認知症になっても地域で安心して暮らせる支援体制の充実
- 6 住み慣れた環境での自立生活の支援

# 計画の具体的な取組み

## 1 社会参加と生きがいづくりの支援

生きがいや社会との関わりを持つことは、健康づくりや介護予防にもつながります。

高齢者が長年培ってきた経験や技能を生かし、さまざまなかたちで地域・社会との関わりを持つことができるように、地域活動への参加機会の拡充や、高齢者のニーズに応じた多様な分野の学習・文化活動の機会の提供、働く機会や活動の場の提供に努めます。

### 【施策および主な取組み】

施策の内容	主な取組み
(1) 地域でのふれあい・交流の促進	① 慶祝事業の実施 ② 高齢者優待利用券および高齢者優待券の交付 ③ 老人クラブの活動
(2) 生涯学習・生涯スポーツの推進	① 公民館教室・生涯学習講座の運営 ② 高齢者の学習・社会参加活動の推進 ③ 図書館の充実 ④ 高齢者スポーツ・文化活動の振興 ⑤ 高齢者軽スポーツの普及
(3) 就労、ボランティア活動への参加の促進	① シルバー人材センター ② ボランティア活動への支援
(4) 活動の場の提供	① 斑鳩町総合保健福祉会館「生き生きプラザ斑鳩」 ② 斑鳩町ふれあい交流センター「いきいきの里」 ③ 老人憩の家 ④ 公民館の活用 ⑤ 斑鳩町文化振興センター「いかるがホール」



ふれあい交流センター「いきいきの里」



文化振興センター「いかるがホール」

■ふれあい交流センター「いきいきの里」  
住所:斑鳩町法隆寺北1丁目 13 番 15 号  
電話:0745-74-0990

■文化振興センター「いかるがホール」  
住所:斑鳩町興留 10 丁目6番 43 号  
電話:0745-74-7743



西老人憩の家



東老人憩の家

■西老人憩の家  
住所:斑鳩町神南2丁目5番1号  
電話:0745-74-1517

■東老人憩の家  
住所:斑鳩町幸前2丁目8番9号  
電話:0745-74-5050

## 2 健康寿命の延伸をめざした健康づくり・介護予防の強化

健康寿命の延伸には、健康づくり・生活習慣病予防が重要です。また、介護予防事業を推進し、高齢者一人ひとりが主体的な健康づくり・介護予防に取り組むことで、介護が必要な状態への移行を防ぐことができます。

高齢者が健康づくり・生活習慣病予防に対する自覚を持ち、可能な限り介護を必要としない状態を保つために「自らの健康は自らつくる」ための主体的・継続的な取組みにむけた支援を行い、要介護度の重度化を防止し、自立生活の促進につなげるため、介護予防と生活機能の向上を重視した介護予防サービス（予防給付）を提供します。

### 【施策および主な取組み】

施策の内容	主な取組み
(1) 健康づくりの定着と疾病予防の強化	① 「斑鳩町健康増進計画」の推進 ② 「斑鳩町自殺対策計画」の推進 ③ 「斑鳩町食育推進計画」の推進 ④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	① 介護予防・生活支援サービス事業 ② 一般介護予防事業
(3) 要介護状態の改善・悪化防止をめざした介護予防サービス	① 介護予防サービスの提供

### 斑鳩町介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業とは、市町村が中心となり、住民等の多様な主体が参画し、地域の実情に応じた多様なサービスを充実させることで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすものです。

介護予防・日常生活支援サービス事業と一般介護予防事業があります。



いきいき百歳体操の様子



### 3 心身の状態に応じた適切で効果的な介護サービスの提供

介護サービス全般の提供にあたっては、要介護状態にあっても専ら「介護予防」の観点も重視したサービス提供を行い、在宅での自立生活の継続を促進するサービス提供に努めます。

また、わかりやすい介護保険サービスや高齢者福祉サービス等の情報提供を行い、介護保険制度の持続性・信頼性の確保にむけて、介護人材の確保と資質の向上をはかり、サービス利用者の適切なケアマネジメントと、介護給付等に要する費用の適正化を推進します。

#### 【施策および主な取組み】

施策の内容	主な取組み
(1) 介護予防と自立生活を支援する居宅サービス	① 居宅サービスの提供
(2) 個人の生活と心身の状態をふまえた地域密着型サービスや施設サービス	① 地域密着型サービスの提供 ② 施設サービスの提供
(3) 安心して支援・サービスを利用できる体制の構築	① 住民への広報・情報提供 ② 低所得者対策 ③ サービス事業者情報の公表
(4) 介護人材の確保と資質の向上	① 介護職員初任者研修への補助
(5) 介護給付適正化事業	① 介護給付費等費用適正化事業

#### 斑鳩町地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんがいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう支援するための拠点です。介護に関する悩みなど、さまざまな相談に応じ、支援をします。



住所：斑鳩町小吉田1丁目12番35号 生き生きプラザ斑鳩(斑鳩町総合保健福祉会館)

電話：0745-74-5666 0745-75-4000

開設日および開設時間：平日(月曜日から金曜日)の午前8時30分から午後5時15分まで

## 4 地域包括ケアシステムの深化・推進

今後、支援ニーズが多様化、複雑化することが予想される高齢者福祉のニーズを見据え、支援を必要とする高齢者とその家族がいち早く適切なネットワークにつながるができるように、地域包括支援センターが住民に身近な相談・支援機関として親しまれるように浸透をはかるとともに、各種関係機関との連携によりセンター機能を強化し、地域包括ケアシステムを推進し、地域共生社会の実現に向けて取組めます。

また、医療と介護の連携をすすめ、必要な医療を受けながら在宅生活を継続できる環境や、「もしも」のときも必要な支援や医療を円滑に受けられる環境を整えます。

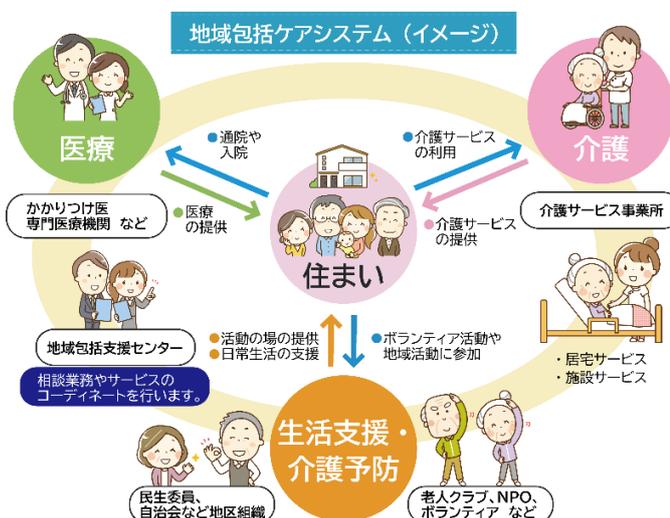
さらに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅で介護を受けられる環境の整備と情報提供に努め、高齢者の権利擁護に取組めます。

### 【施策および主な取組み】

施策の内容	主な取組み
(1) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実	① 地域包括支援センターの機能強化 ② 地域包括支援センターとの連携強化 ③ 地域包括支援センター職員の確保と資質の向上 ④ 地域ケア会議の開催とケアマネジメント力の向上
(2) 在宅医療・介護連携の推進	① 在宅医療と介護の連携 ② 在宅医療サービスの普及・啓発
(3) 高齢者の居住安定に係る施策の推進	① 高齢者が住み慣れた地域で生活し、介護を受けられる環境の整備
(4) 高齢者の権利擁護の推進	① 成年後見制度利用支援事業 ② 消費生活における安心の確保 ③ 虐待防止・権利擁護事業

### 支え合いの地域づくり

高齢者ができるかぎり住み慣れた地域で安心してくらしたいという、地域全体で支えていくしくみが「地域包括ケアシステム」です。



## 5 認知症になっても地域で安心して暮らせる支援体制の充実

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になること等を含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざすため、令和5年には「認知症基本法」が成立し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

本町においても「認知症基本法」に基づき、認知症高齢者および若年性認知症の人が、出来る限り住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を送ることができるよう、総合的に認知症施策を推進します。

### 【施策および主な取組み】

施策の内容	主な取組み
(1) 認知症に関する啓発の推進	① 認知症に関する正しい知識の普及
(2) 認知症予防の取組みの推進	① 認知症予防の普及・啓発 ② 認知症予防教室の開催 ③ 相談体制の充実
(3) 認知症ケア・認知症の人の介護者への支援の充実	① 認知症初期集中支援チームの設置 ② 認知症地域支援推進員の設置 ③ 認知症の人の介護者への支援 ④ 徘徊高齢者家族支援サービス ⑤ 認知症高齢者QRコード活用見守り事業
(4) 若年性認知症の人への支援と認知症バリアフリーの推進	① 若年性認知症施策の推進 ② 認知症バリアフリーの推進

## 認知症ケアパス

本町では認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすために、状態や症状に応じて、受けられる支援やサービスの内容をまとめたリーフレットとして「認知症ケアパス」を作成しています。



## 6 住み慣れた環境での自立生活の支援

高齢者が住み慣れた家庭・地域において、必要な支援・サービスを安心して利用できるように、高齢者一人ひとりのくらしの実態や心身の状態に応じた、必要な支援・サービスを適切に組み合わせたケア体制の充実に努めます。

また、介護を担う家族が安心して介護を行うことができ、就労を継続することができるように、在宅生活の継続のための介護者に対する支援を行います。

さらに、高齢者が安心して快適に暮らすことができる居住環境の改善・整備に努め、災害時や感染症等、緊急時における施策の拡充をはかります。

### 【施策および主な取組み】

施策の内容	主な取組み
(1) 生活支援体制整備の推進	① 生活支援体制整備事業
(2) 在宅での自立生活の支援・地域でのふれあいの推進	① 軽度生活援助事業 ② 訪問理美容サービス事業 ③ 愛の訪問サービス事業 ④ 老人日常生活用具給付等事業 ⑤ 緊急通報装置貸与事業 ⑥ 住宅改修支援事業 ⑦ 配食サービス ⑧ 介護用品の支給 ⑨ 自動車誤発進防止装置設置費の助成 ⑩ 高齢者補聴器購入費の助成
(3) 外出の支援	① 車椅子昇降用リフト付マイクロバスの運行 ② コミュニティバスの運行 ③ 高齢者等外出支援事業
(4) 家族介護者に対する支援	① 家族介護支援事業 ② 在宅ねたきり老人介護手当支給事業
(5) 生活環境（住環境、都市環境）の整備	① 町営住宅の整備 ② 住宅改修に関する支援 ③ 公共施設や道路のバリアフリー化の推進 ④ 防災施策・感染症対策の推進

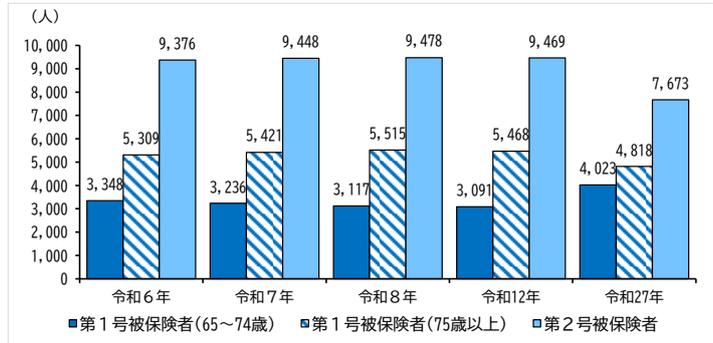


# 第9期介護保険事業のサービス量の見込み

## ■被保険者の推計

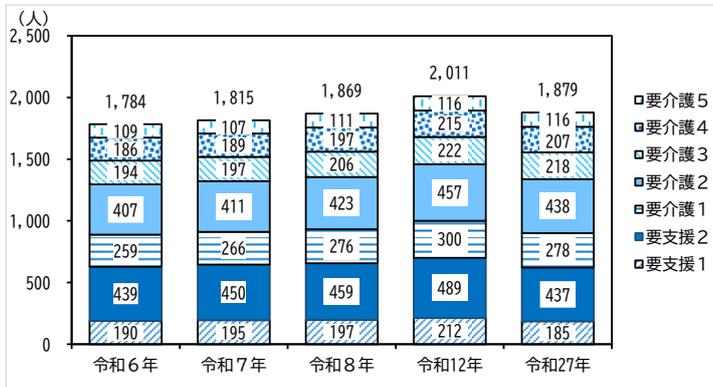
第1号被保険者数は令和6年には8,657人、本計画期間の最終年度である令和8年には8,632人、令和27年には8,841人となる見通しです。

また、第2号被保険者数は令和8年まで増加していく見通しです。



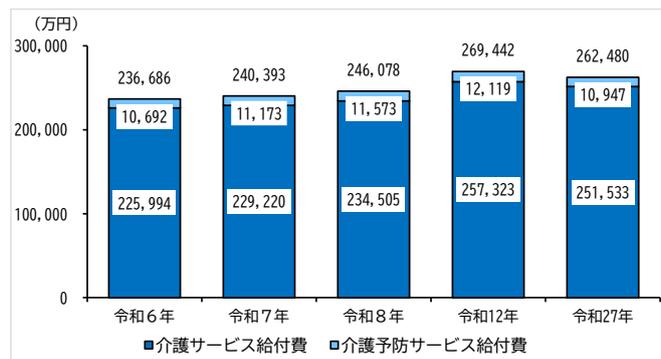
## ■要支援・要介護認定者数の将来推計

要支援・要介護認定者は本計画期間の最終年度の令和8年には1,869人（第2号被保険者含む）、令和27年度には1,879人となる見通しです。



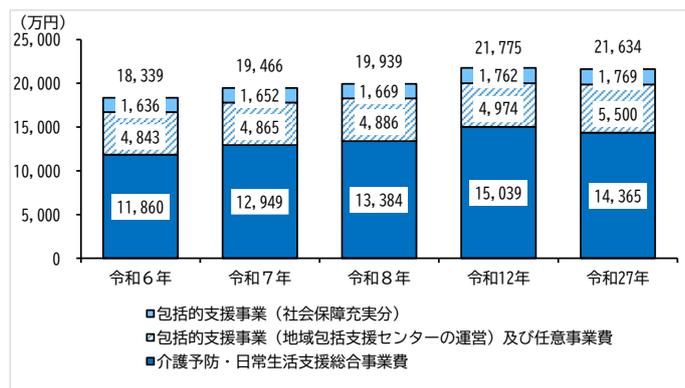
## ■総給付費の見込額

本計画期間の介護サービス給付費と介護予防サービス給付費を合わせた総給付費は令和8年度まで緩やかに増加し、令和22年には269,442万円、令和27年には262,480万円となる見通しです。



## ■地域支援事業費の見込額

本計画期間の介護予防・日常生活支援総合事業費と包括的支援事業・任意事業費を合わせた地域支援事業費は令和12年まで緩やかに増加し、令和27年には20,338万円となる見通しです。



# 計画の推進にむけて

## ■計画の推進体制

本計画は、保健・福祉・医療・介護をはじめ、教育、就労、まちづくり等、多様な分野が関連する計画です。

そのため、町内の関係各課はもちろん、関係団体等との協働・連携のもとで計画を推進していきます。

### ○庁内関係各課の連携

本計画に関わる関係課は、介護保険や高齢者福祉の担当課だけでなく、保健や都市計画、生涯学習の担当課等、広範囲にわたります。

そのため、関係各課が緊密な連携と情報共有をはかりながら、計画の適正な推進と進捗管理を行っていきます。

### ○関係機関・団体との連携

本計画を推進し、明るく活力ある長寿社会を築いていくためには、行政だけでなく、住民や事業者、関係団体等の役割も重要です。

そのため、斑鳩町社会福祉協議会や保健・福祉・医療の関係機関、サービス事業者、ボランティア団体、老人クラブ、シルバー人材センター等との連携を強化し、役割分担と協働のもとで計画を推進します。

## ■計画の進捗管理体制

介護保険制度の円滑な運営と充実をはかるためには、各年度における各介護保険サービス等の利用実態、計画値に対する量的な達成状況等について点検し、分析・評価する必要があります。

そのため、「斑鳩町介護保険運営協議会」や「斑鳩町地域包括支援センター運営協議会」を定期的  
に開催し、施策や事業の進捗状況、公平な事業運営に関する点検・評価を実施します。



---

**第9期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画**  
**【概要版】**

令和6年3月

斑鳩町役場 住民生活部 福祉課  
〒636-0198 奈良県斑鳩町法隆寺西3丁目7番 12 号  
TEL 0745-47-1001 FAX 0745-74-1011

---